

大口町地域おでかけ支援事業

おでかけサポートカー 利用マニュアル



大口町地域協働部地域協働課

2026年4月1日 改訂

1 おでかけサポートカーとは？

- おでかけサポートカーは、大口町が行う「地域おでかけ支援事業」の車です。高齢の方や移動に不安のある方が、安心して外出できるように、ボランティアドライバーが送迎を行います。
- 利用料金は無料です。
- サポートカーの運行は、まず南地域から始まります。（R7.10.1 開始予定）南地域は、これまでの試行運行で実績があり、ボランティアドライバーも確保されているため、先行してスタートします。

2 利用できる方

○大口町に住んでいて、外出に不安のある方

- ただし、次の場合は利用できません
 - ア 車への乗り降りに介助が必要な方
（家族など介助者の同乗があれば利用可能です）
 - イ 外出先でのお金の管理が自分でできない方

3 運行内容

おでかけサポートカーは次のとおり運行します。

運行日	平日の午前9時～午後4時 （土日祝日、お盆、年末年始はお休み）
利用料金	無料
行ける範囲	町内や近隣の病院・役所・銀行・買い物など、乗車場所からおおむね10km以内 ○概ね10km圏内で行ける代表的な病院は？ <ul style="list-style-type: none">・大口町役場から 江南厚生病院まで おおむね6km小牧市民病院まで おおむね7km犬山中央病院まで おおむね6km

4 利用できる外出の例

おでかけサポートカーは、町の予算（みなさんの税金）で運行しています。

そのため「みなさんの生活に本当に必要かどうか」を考えて利用できる外出をきめています。

◎ 利用できる外出	× 利用できない外出
○病院や薬局への通院・薬の受け取り	×通勤や営業などお金を得るための外出
○役場や銀行での手続き	×宗教活動や政治活動、公序良俗に反する活動
○食料品や生活必需品の買い物	
○サロンや趣味の集まり、図書館、公民館など	
○町内のイベントや祭りへの参加	

5 ボランティアドライバーについて

おでかけサポートカーを運転するのは、町に登録されたボランティアドライバーです。

- ・ドライバーは介護の専門資格は持っていません。

そのため、体に触れての介助や金銭の扱いはできません。

施設入口の案内や荷物を持つなど、簡単なお手伝いはできます。

6 利用者登録

おでかけサポートカーを利用するには、事前の登録が必要です。

- 1 登録申請書に記入し、南地域自治組織事務所へ提出してください。
- 2 登録が完了すると「利用者証」が交付されます。利用の際には必ず提示してください。
- 3 登録内容に変更があった場合は、必ず届け出てください。

7 利用予約

利用は 完全予約制 です。

○予約受付：利用したい月の3か月前の1日から、利用日の前日まで

例) 2月10日に利用したい場合 → 11月1日から予約できます。

○受付窓口：南地域自治組織事務所

電話番号 0587-75-1731

○受付時間：月～金 9:00～12:00、13:00～15:00

(祝日・お盆・年末年始を除く)

※事務所が臨時でお休みする場合がありますので、ご利用の際はできるだけ早めにご予約ください。

8 利用の流れ

- 1 予約する 電話または窓口で南地域自治組織に予約します。
- 2 配車の調整 南地域自治組織が車とドライバーを調整します。
※利用できる場合は、後日利用者へ連絡があります。
- 3 当日 利用者証を持って、おでかけサポートカーに乗ります。
- 4 送迎 ドライバーが自宅等から外出先まで送迎します。

【ご注意ください】

- ・帰りもサポートカーを使いたい場合は、予約のときに必ず伝えてください。
- ・予約が重なっていたり、車やドライバーが確保できない場合は、ご利用できないことがあります。

9 安全と保険

おでかけサポートカーの運行中に事故があった場合は、町が加入している保険の範囲で対応します。

ただし、保険でカバーできる範囲を超えての補償はできません。

また、ドライバーに責任がない事故については、責任を問わないことを利用登録のときに了承していただきます。

10 緊急時の対応

事故や車の故障があった場合は、ドライバーが警察や救急へ連絡します。

また、町や地域から予約者へ連絡し、必要に応じて運行を中止することがあります。

11 個人情報について

- 1 利用者の名前や住所などの個人情報は、おでかけサポートカーの運行に必要な範囲でのみ使用します。知り得た情報を外部に漏らすことはありません。
- 2 おでかけサポートカーにはドライブレコーダーがついています。記録された映像や音声は、事故やトラブルがあったときの確認や、安全のために使います。確認できるのは町の担当部署だけです。警察や保険会社など、事故処理などに必要な場合をのぞいて、外に出すことはありません。

12 お願い

- 1 利用者証は必ずお持ちください。
- 2 ドライバーは介助や金銭の取り扱いはできません。必要な場合は家族などに同乗していただいでください。
- 3 おでかけサポートカーは皆さんの支え合いで成り立っています。ルールを守って気持ちよくご利用ください。

大口町地域おでかけ支援事業
おでかけサポートカー 利用マニュアル

利用登録・利用予約など

利用に関するお問い合わせはこちら

0587-75-1731

(南地域自治組織事務所)

< 利用に関すること以外の問い合わせ先 >
大口町役場 地域協働部 地域協働課

〒480-0144

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地

電話：0587-95-1691

メール：chiiki@town.oguchi.lg.jp

樣 式 編

様式第1（第6条関係）

大口町地域おでかけ支援事業利用者登録申請書

令和8年4月1日

大口町長 鈴木 雅博 様

申請者

住所 大口町〇〇△丁目100番地

氏名 大口 太郎

（対象者との続柄 本人 ）

次のとおり申請します。

対象者	フリガナ	オオグチ タロウ	生年月日
	氏名	大口 太郎	昭和20年4月1日
	住所	大口町〇〇△丁目100番地 電話番号 0587-95-1111	
緊急 連絡先	氏名	大口 花子	対象者との 続柄
	電話番号	090-1234-5678	妻
主な利用目的		通院	
配慮事項		なし	
【事故等に関する誓約事項】			
<p>私は、大口町地域おでかけ支援事業の利用中に発生した全ての事故について、運転者への責めを問わず、大口町が加入する自動車損害賠償保険、総合賠償保障保険、自治体委託業務等災害補償保険等における賠償責任の範囲を超えた一切の賠償を求めないことを誓います。</p> <p>年 月 日</p>			
	対象者	住所 大口町〇〇△丁目100番地 氏名 大口 太郎	
	対象者の 家族等代表	住所 大口町〇〇△丁目100番地 氏名 大口 花子	
（対象者との続柄 妻 ）			

【事務局記入欄】

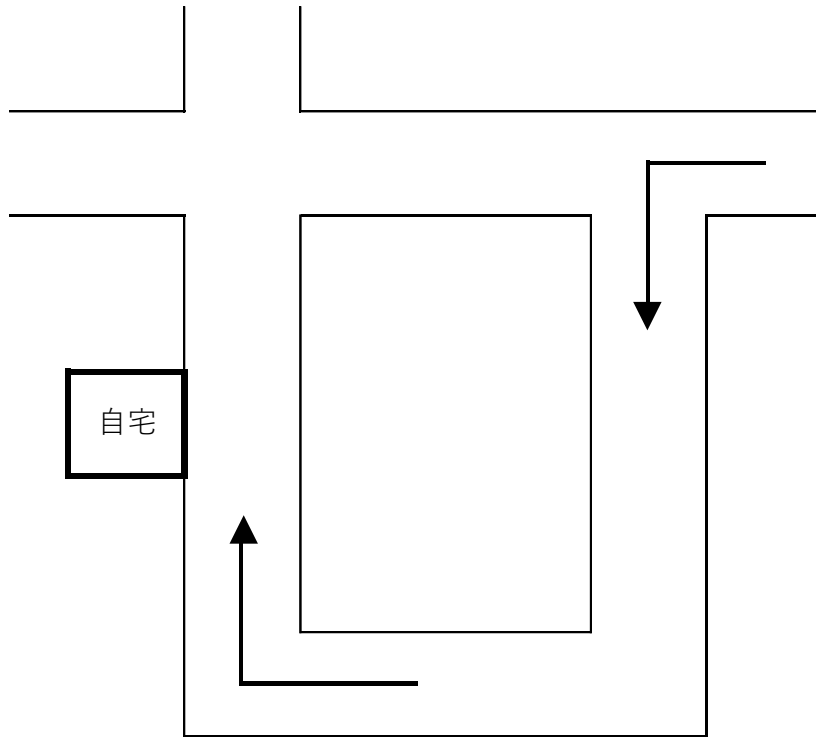
登録番号：

受付日：

担当者：

主な送迎場所（自宅等）

大口町〇〇△丁目100番地



※住宅地図の写し貼付でも可

※進入経路、停車位置などをメモ書きする

様式第2（第6条関係）

大口町地域おでかけ支援事業利用者登録通知書

大地第 100 号

令和8年 4月1日

大口 太郎 様

大口町長 鈴木 雅 博

令和8年4月1日付けの申請について、下記のとおり利用者として登録しましたので、通知します。

記

- 1 住 所 丹羽郡大口町〇〇△丁目100番地
- 2 氏 名 大口 太郎
- 3 登 録 番 号 R8南001
- 4 利用時の条件 介助者が同乗すること

様式第3（第6条関係）

大口町地域おでかけ支援事業利用者登録不可通知書

大地第 100 号

令和8年 4月1日

大口 太郎 様

大口町長 鈴木 雅 博

令和8年4月1日付けの申請について、下記の者を利用者として登録できませんので、通知します。

記

- 1 住 所 丹羽郡大口町〇〇△丁目100番地
- 2 氏 名 大口 太郎
- 2 登録不可の理由 介助者がいないため

様式第4（第6条関係）

大口町地域おでかけ支援事業利用者証

<p>大口町地域おでかけ支援事業 利用者証</p> <p>登録番号: R 8 南 0 0 1</p> <p>氏 名: 大口 太郎</p> <p>特記事項:</p> <p>発行日: 令和8年 4月1日</p> <p>有効期限: 令和9年3月31日</p> <p style="text-align: right;">大口町長</p>	<p>予約電話番号 0587-75-1731</p> <p>※予約は、利用日前日までに連絡してください。（土日祝日を除く）</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・本利用者証は本人のみ使用可能です。・本利用者証を紛失等した場合は、速やかに届け出てください。
--	--

様式第5（第9条関係）

大口町地域おでかけ支援事業利用者登録変更届出書

令和8年6月1日

大口町長 鈴木 雅博 様

届出者

住 所 大口町〇〇△丁目100番地

氏 名 大口 花子

(対象者との続柄 妻)

次のとおり届出します。

利用者	フリガナ	オオグチ タロウ		登録番号
	氏 名	大口 太郎		R8南001
	住 所	大口町〇〇△丁目100番地 電話番号 0587-95-1111		
変更内容	変更前		変更後	
	配慮事項 なし		配慮事項 足腰が弱り、乗降時に介助が必要	

※利用者証の記載に変更が生じる場合は、記載内容を変更した新しい証を発行

様式第6（第10条関係）

大口町地域おでかけ支援事業利用者登録抹消届出書

令和8年8月1日

大口町長 鈴木 雅博 様

届出者

住 所 大口町〇〇△丁目100番地

氏 名 大口 花子

(対象者との続柄 妻)

次のとおり届出します。

利用者	フリガナ	オオグチ タロウ	登録番号
	氏 名	大口 太郎	R8南001
	住 所	大口町〇〇△丁目100番地 電話番号 0587-95-1111	
抹消の理由	施設に入所したため		

※提出の際、利用者証も返却してもらう

様式第7（第10条関係）

大口町地域おでかけ支援事業利用者登録抹消通知書

大地第200号

令和8年8月2日

大口 太郎 様

大口町長 鈴木 雅 博

下記の者の登録を抹消します。

記

1 氏 名 大口 太郎 （登録番号：R8南001）

2 抹消理由

本人が施設に入所し、サポートカーを利用する必要がなくなったため